

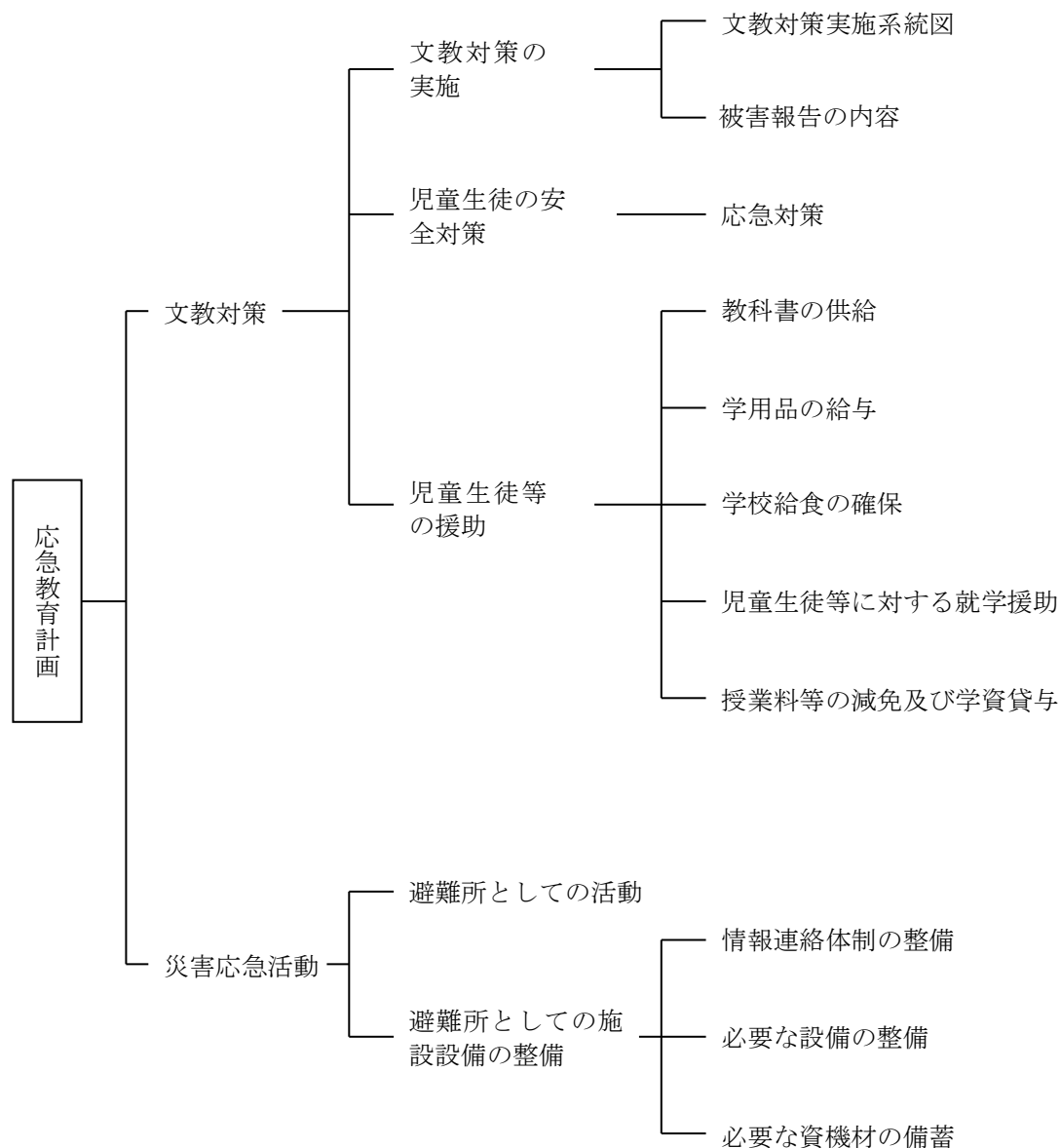
第17章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校、特別支援学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

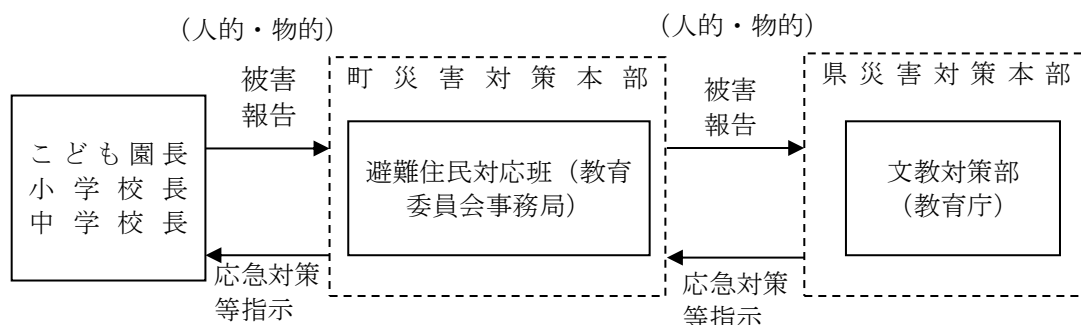


第1節 文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図（町立学校関係）



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害速報 ・ 公立学校人的被害に関する報告 ・ 公立学校物的被害に関する報告 ・ 学校等人的被害に関する報告（施設、教科書等） ・ 要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・ 県立学校生徒等被害調査報告 ・ 特別支援学校児童生徒等被害調査報告 ・ 私立学校人的被害に関する報告 ・ 私立学校物的被害に関する報告 ・ 学校給食関係被災状況調査報告 ・ 教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

町教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する教員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

町教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保について、必要な

措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

町教育委員会は、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報活動（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・町教育委員会、警察署、消防所（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（町との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 山口県総合防災訓練（岩国地区として実施）
- (イ) 町総合防災訓練（3年毎）
- (ウ) 学校で行う訓練

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品等	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生等用）

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区 分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油ストーブ・ガスストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無

エ 気象情報の収集

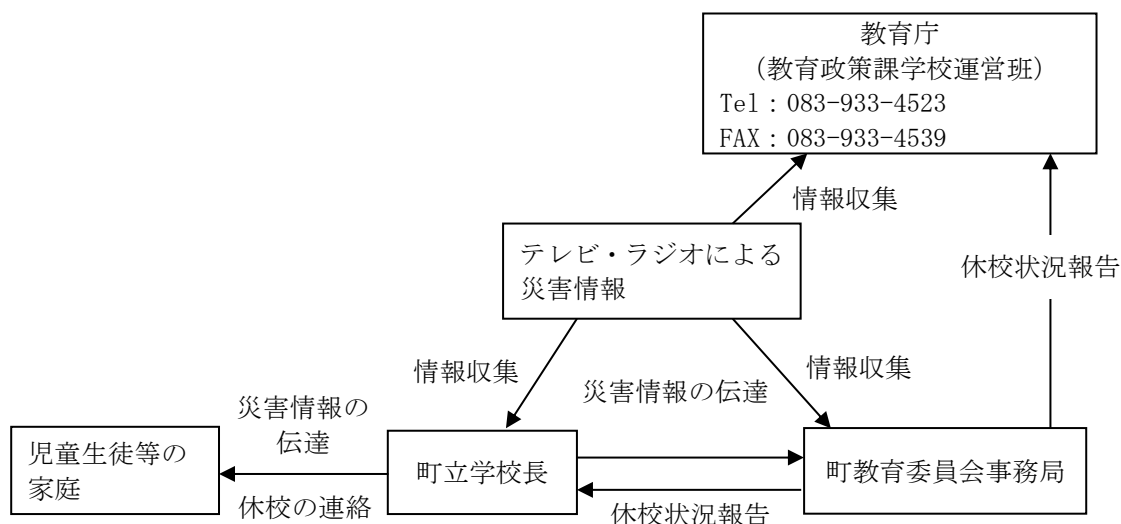
学校は、町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から気象情報等の災害関連情報を収集し、必

要に応じ連絡網により児童、生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童、生徒等の登校前、遅くとも午前6時頃までに決定し、連絡するよう努める。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、子ども政策課に休校の状況を報告することとする。

町立幼・小・中学校の報告・伝達系統



(2) 災害時の対応

ア 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記（4）アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校長】

ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、町教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

災害速報は、被害等を把握の都度、報告する。

ウ 校長は、状況に応じ町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。

エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記（4）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、町に応援を求める。

【町教育委員会】

ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、町教育委員会は、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ 災害が大規模又は広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ 町教委は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、授業再開に必要な対策について、学校等を指導及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）

(ウ) 教科書等の供給

イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができるものとする。

エ 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町村教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣
イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基	(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。

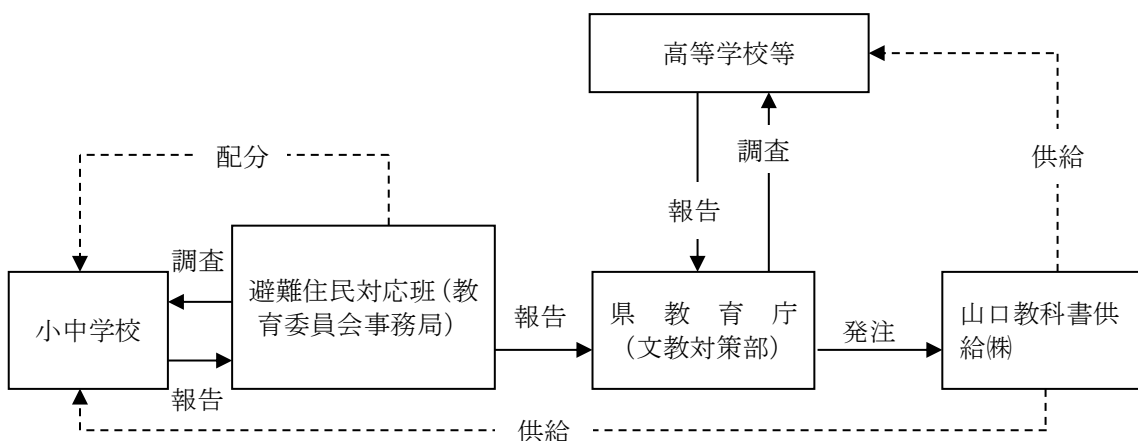
準	(イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書等の供給等について」（昭和52年4月8日付文初管第211号）によるものとする。

<教科書の供給幹線系統図>



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校生徒及び特別支援学校の中等部生徒を含む）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

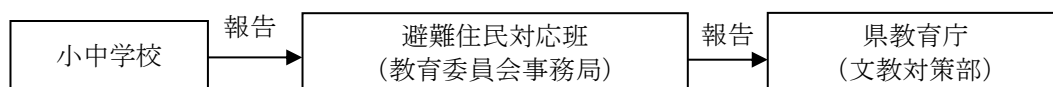
ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

- エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。
- (4) 学用品給与の時期
- ア 教科書・教材
災害発生の日から1ヶ月以内
 - イ 文房具及び学用品
災害発生の日から15日以内
- 3 学校給食の確保
- (1) 災害時における給食物資の確保措置
- ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助
給食センター管理者（教育委員会事務局）は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、町教委又は県教委へ報告する。
町教委は及び県教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導援助を行う。
 - イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等
給食センター管理者（教育委員会事務局）は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。
また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れの有る場合は、これを防止するための措置をとる。
 - ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置
給食センター管理者（教育委員会事務局）は、平時から学校給食施設に保存してある給食物（食材）について、給食での使用が可能か把握する。
また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者に協力を求めるなどの措置を講じる。
- (2) 応急給食の実施
- 給食センターの安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。
- ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理
給食センターにおいては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検をおこなうとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。
 - イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
給食センターにおいては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。
 - ウ 調理従業者の確保及び健康診断
給食センターを管理する教育委員会事務局は、調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。
 - エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整
給食センターにおいては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。
特に、被災者への炊き出しの協力などのため料理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。
- 4 児童生徒等に対する就学援助
- (1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助
- 要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づき援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費

(イ) 補助率

国庫負担 1 / 2 町 1 / 2

(ウ) 交付手続き

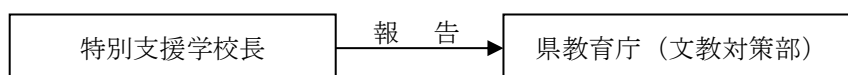
町からの交付申請

(2) 被災特別支援学校児童生徒等就学奨励

特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、修学旅行費、通学費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料及び聴講料の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料及び聴講料の減免等（山口県使用料手数料条）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

(ア) 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長 → 県教育委員会（文教対策部）

(イ) 県立大学 → 県（学事文書課）

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。

県立大学においては、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は町（避難住民対応班（保健福祉課））が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項（通知）」（28文科初第1353号）に基づき、服務上の職務として、関係機関と連携し、避難所の運営体制が整備させるまでの間、避難所の運営に協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

本地域防災計画において、避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。